第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十八条の二第一項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に、「百分の三十五」を「百分の三十三・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十六・二五」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十二条の二第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十七条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

２　第一条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二第一項、第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の法（同条において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和五年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において法第五条第四項若しくは第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十三号

海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三十四号

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十五条の四第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第一項、第二十三条の二十七第一項、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二、第二十三条の三十四、第二十三条の三十五第一項及び第二十三条の三十九第一項並びに海上運送法等の一部を改正する法律附則第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（海上運送法施行令の一部改正）

第一条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第二章の二第一節（第三十二条の三第二項から第四項まで及び第三十二条の七第二項から第四項までを除く。）に規定する職権

第四条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。